

# 第13回 勢田川等水面利用対策協議会



平成31年2月21日

# 前回までの協議事項 | 協議会の協議事項

## ▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

## ▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



# 前回までの協議事項 | スケジュール

## ▼不法係留船の減少

### 「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（平成31年度中）で解決を目指す。

### Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	H31
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状施設の活用（占用主体は公募による）</li> <li>・民間マリーナの拡張</li> <li>・新規施設の設置</li> </ul>				

### Ⅱ 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	H31
<b>是正指導</b>		<b>強制撤去</b>		
協議会方針周知（撤去指導） ↓ 警告書送付、看板設置		指示書の交付 ↓ 監督処分 ↓ 行政代執行		

### <参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

### <内容>

- ・10年間で放置艇を解消
- ・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

**プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための  
総合的対策に関する推進計画**

国土交通省

**□推進計画の概要**

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

**□推進計画の策定の意義**

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

**□目標達成のための施策**

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策  
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進  
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知  
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自体に周知。

**□ロードマップ**

・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める

甲成(年度) 22 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

全国実施 全国実施 全国実施 全国実施 全国実施 全国実施 全国実施 全国実施 全国実施 全国実施 全国実施

地域レベル 知照の周知と関係者間の連携(協議会等)の設置 計画の策定(公表)と実施(本計画の策定)

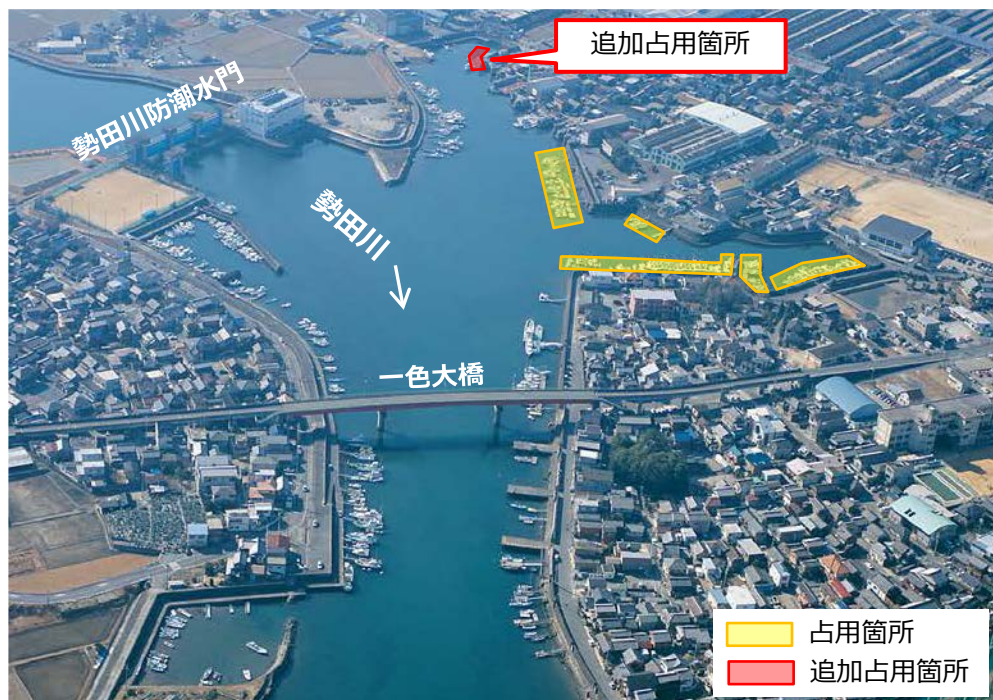
全国レベル 関係者間の連携(水産庁、国土交通省)の推進(水産庁との連携)



# 報告事項 | 係留場所の確保増 船舶係留施設の占用許可

前回の協議会で占用場所の追加について報告をした「勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設」は、平成30年11月1日に手続きが完了し、同日より追加占用箇所を開始しました。

## ▼「勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設」の概要



- ①施設名 勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市神社港地先
- ④占用面積 約3,507.8㎡ (追加：約265㎡)
- ⑤収容能力 約100隻
- ⑥占用期間 平成30年11月1日から平成34年3月31日まで

## ▼管理開始までの経緯

日時	実施内容
平成28年 2月23日	第12回勢田川等水面利用対策協議会で占用許可申請者としてNPO法人神社みなとまち再生グループを決定。
7月11日	NPO法人神社みなとまち再生グループより河川法及び港湾法に基づく占用許可申請。
7月28日	占用許可
8月1日	管理開始
平成30年 11月1日	追加占用許可



当該係留施設の様子 (平成31年2月撮影)

# 報告事項 | 係留場所の確保増 船舶係留施設の占用許可

前回の協議会で占用場所の許可について報告をした「一色町地先船溜まり船舶係留施設」は、平成31年3月1日に手続きが完了し、同日より占用箇所の管理を開始する予定です。

## ▼「一色町地先船溜まり船舶係留施設」の概要



- ①施設名 一色町地先船溜まり船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市一色町地先
- ④占用面積 約1,277.5㎡
- ⑤収容能力 約40隻
- ⑥占用期間 平成31年3月1日から平成34年3月31日まで

## ▼管理開始までの経緯

日時	実施内容
平成30年 4月20日	募集開始
5月11日	募集締め切り（1者応募あり）
10月10日	各委員へ意向確認
10月19日	管理者決定、決定通知書の発送
11月～12月	係留船舶所有者へ周知
平成31年1月	新規加入者への対応開始
3月1日予定	河川法及び港湾法に基づく占用許可申請 管理開始



当該係留施設の様子（平成31年2月撮影）



# 報告事項

## 係留場所の確保増 係留が認められる施設



凡 例	
	現状施設の活用を開始した箇所
	現状施設の活用を予定する箇所
	民間事業者を活用する箇所

# 報告事項 | 係留対象船の減 是正指導

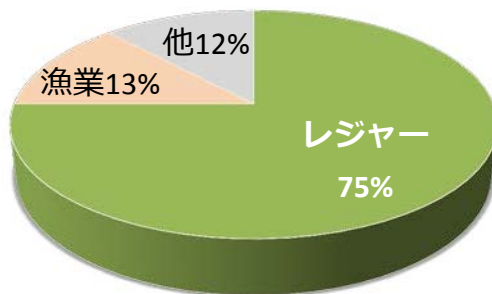
## ▼所有者アンケートの実施

平成30年5月に第1回、12月に第2回の所有者アンケートを実施しました。第1回アンケートでは利用目的、係留期間、今後の予定の回答を求め、回答率は約70%でした。利用目的ではレジャー目的が70%、漁業目的は13%でした。今後の予定では係留希望者が78%と多い一方で売却や廃棄を検討している所有者が13%でした。前回のH27アンケート時より係留期間の浅い船舶が減少していることから新たに係留する船舶は減ってきていることがわかりました。また、アンケートには河川法、港湾法の許可が必要なことや4条件などを説明し、是正指導としても効果を狙っています。

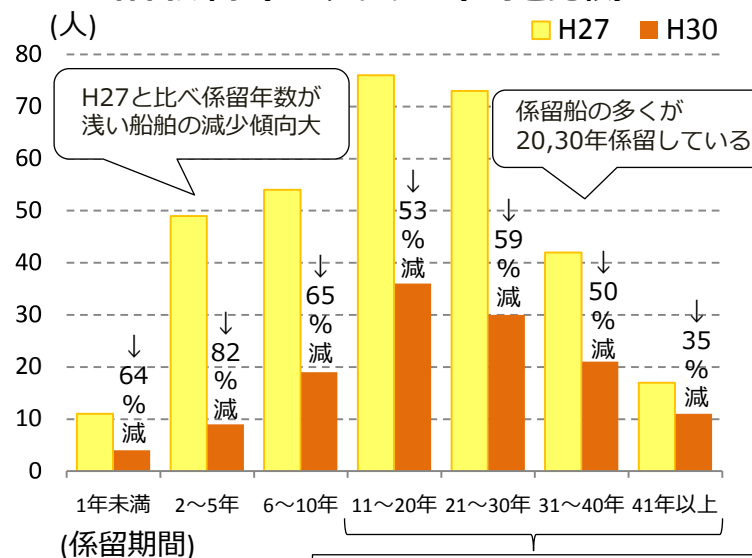
第1回アンケート	
回答あり	148件
回答なし	62件
合計	210件

※複数船舶所有、所有者複数船舶があるため“件”とした

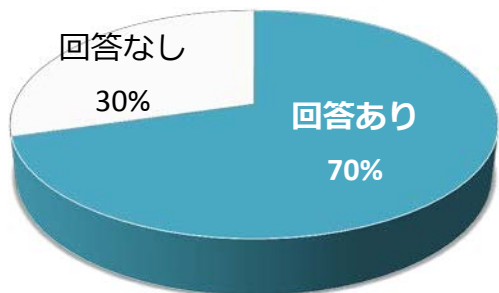
利用目的



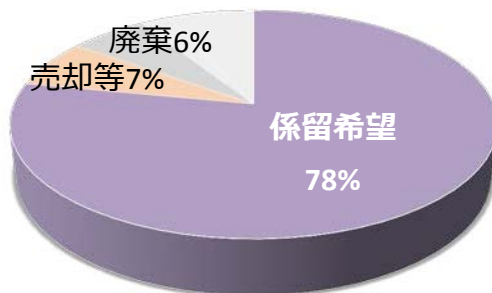
係留期間 (H27アンケート時と比較)



第1回アンケート回答率



今後の予定 (係留対象者)



長年係留されている方の意向を把握して、今後の対策を検討することが必要

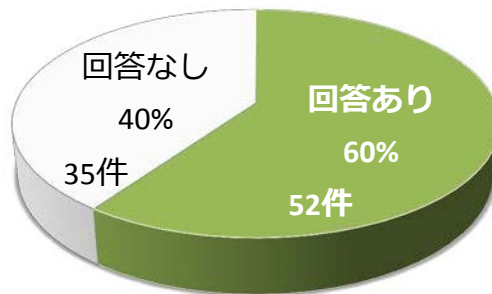


# 報告事項 | 係留対象船の減 是正指導

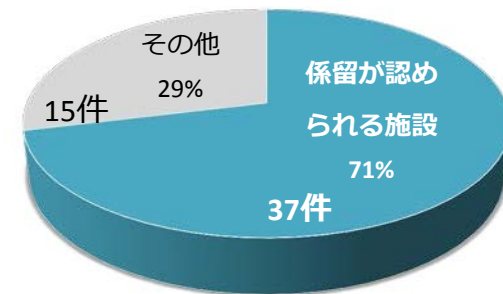
平成30年12月の第2回の所有者アンケートは係留先の希望や移動時期などの回答を求め、回答率は60%でした。希望の係留施設では具体的な場所を調査し、71%が協議会エリア内の係留が認められる施設に係留希望でした。そのため、1月には係留可能な施設への移動や管理者への申込みが見られ、現在の場所から自主撤去される船舶が目立ちました。

第2回アンケート	
回答あり	52件
回答なし	35件
合計	87件

第2回アンケート回答率



希望の係留施設



※複数船舶所有、所有者複数船舶があるため“件”とした

アンケート前後の比較（勢田川右岸・伊勢市一色町）



H30.6撮影

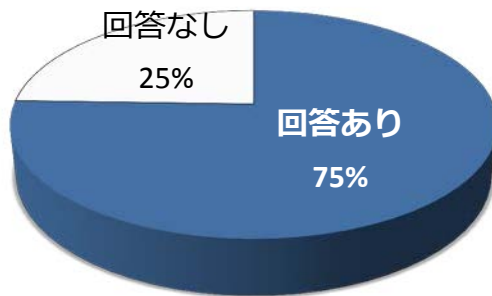
是正指導の効果か？  
船舶や係留施設の  
自主撤去が目立った



H31.2撮影

1回目のアンケートで未回答だった所有者のうち2回目の所有者アンケートの回答により、2回実施したアンケート結果を合計すると約75%の所有者から回答がありました。

アンケート回答率





## ▼船舶の自主撤去

所有者アンケートによる是正指導の効果で自主撤去等が目立ちました。  
アンケート前（H30.10調査）からアンケート後（H31.2調査）で10隻の自主撤去が確認されました。

アンケート前



アンケート後



アンケート前



アンケート後



## ▼船舶や係留施設の転覆・傾斜

平成30年10月の台風24号により、船舶や係留施設の転覆・傾斜が相次ぎ確認されました。

台風直後



撤去後



台風直後



撤去後





# 報告事項 | 規制の方針(港湾)

## ▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



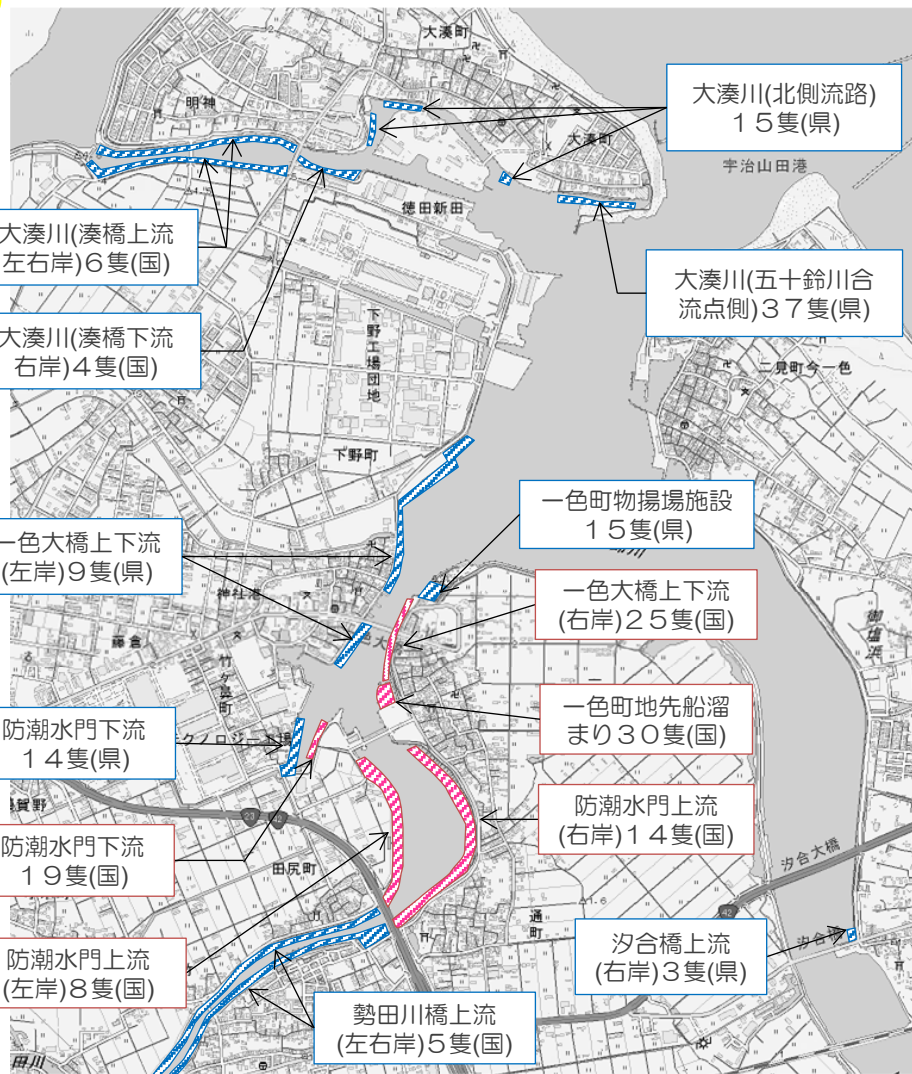
(港湾法)  
**第三十七条の十一** 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(略)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

凡例  
▬ 放置等禁止区域に指定済み ▬ 放置等禁止区域に指定予定 (H30年度より段階的に指定)



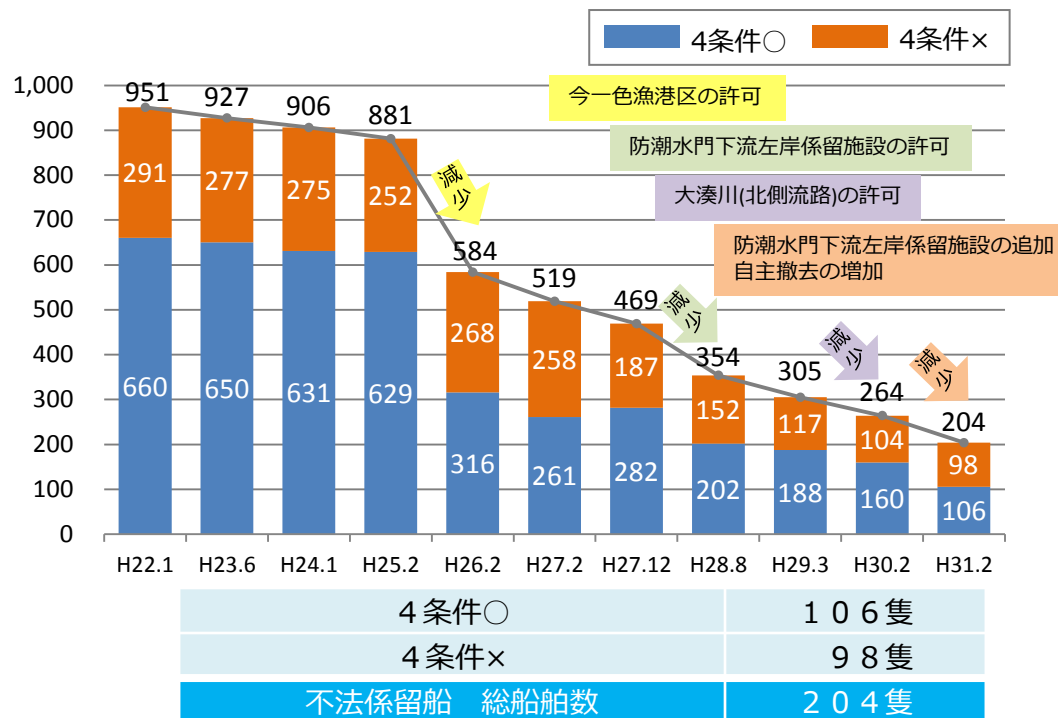
# 報告事項 | 係留船舶実態調査

▼平成31年2月時点 (204隻)



凡例 重点的撤去区域での不法係留箇所 その他の不法係留箇所

▼船舶数の変動 (H22~H31)



勢田川不法係留船の減少の状況 (伊勢市一色町地先)



# 報告事項 | 係留対象船舶数について

## ▼ 現在の状況（平成31年2月時点）

### 係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占用済	⑤今一色漁港区 ※基本的に漁船のみ	18
		⑨防潮水門下流（左岸）	14
		⑩一色大橋下流（左岸）	7
		②大湊川北側流路 ※基本的に漁船のみ	5
		⑪神社港（海の駅）	0
	予定	⑦一色町地先船溜まり	40
		未占用	④大湊川（五十鈴川合流点）
	⑥一色町物揚場施設		30
	<b>計</b>		<b>154</b>
	民間マリーナ（空き）	①ゴーリキ	40
③マリーナ伊勢		9	
⑧秀英工業		1	
<b>計</b>		<b>50</b>	
<b>合計</b>		<b>204</b>	

### 係留総船舶数

<b>4条件○</b>	<b>106隻</b>
<b>4条件×</b>	<b>98隻</b>

#### 4条件×の内訳

受け皿施設への対象船舶とする4条件	×隻数
①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）	32
②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。	8
③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。	38
④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。	20

➡ **204隻 - 106隻 = 98隻分 空きあり**

※民間マリーナの空きは、国土交通省三重河川国道事務所プレジャーボート全国調査時の聞き取り（H30.10）による。

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の処分等の自主撤去が進むことで、数値が変動する可能性があります。



# 報告事項 | 広報関係

## ▼三重河川国道事務所ホームページ

三重河川国道事務所のホームページに協議会の活動を随時掲載しています。



## ▼メディア関係

協議会の活動について取材を受けました。  
(詳細は13ページ参照)

## ▼是正指導看板等の掲示

所有者不明船舶や廃棄物栈橋の撤去を求める警告書や公告文の掲示で是正指導をしています。



# 報告事項 | 簡易代執行

平成31年1月18日（金）勢田川の所有者不明船2隻を撤去（簡易代執行）しました。撤去した物件は、伊勢市二見町西地先の五十鈴川右岸資材置き場（国土交通省管理）で保管しています。

撤去対象船2隻



平成29年10月台風21号 洪水時の水位

対象船は洪水時に流出し、河川の施設（水門、ゲート等）の操作に支障を及ぼす恐れがあることから、今回優先的に撤去を実施しました。

撤去状況



運搬



今回の簡易代執行によって、重点的撤去区域を含めた上流側の所有者不明船は全てなくなりました。今後は所有者が判明している条件違反船についても、順次撤去措置を行っていく予定です。

## ▼メディア関係

～テレビ～

ニュースとして簡易代執行の様子が放送されました。  
NHK「まるっと！みえ」（平成31年1月18日(金)18:30～19:00）

～新聞～

簡易代執行の記事が掲載されました。  
「中日新聞」朝刊・三重版（平成31年1月19日(土)）  
「読売新聞」朝刊（平成31年1月19日(土)）

## ▼三重河川国道事務所ホームページ

勢田川の所有者不明船を撤去しました

平成31年1月18日(金)、勢田川の所有者不明船2隻を撤去（簡易代執行）しました。撤去した物件は、伊勢市二見町西地先の五十鈴川右岸資材置き場（国土交通省管理）で保管しています。所有者の方は三重河川国道事務所まで申し出てください。なお、保管物件の一覧は三重河川国道事務所において閲覧できます。（TEL.059-229-2218）

**位置図**

【河川】1月18日(金)勢田川で所有者不明の不法保留船2隻を撤去しました。適切な施設に係留されていない船は、洪水、津波時に流出し、水門操作の妨げになる恐れがあり、また油漏れ事故等の問題が生じます。今後も撤去を進める等、引き続き不法保留船の対策を実施していきます。#伊勢市 #三重県

今回の簡易代執行によって、重点的撤去区域を含めた上流側の所有者不明船は全てなくなりました。今後は所有者が判明している条件違反船についても、順次撤去措置を行っていく予定です。

撤去船舶の対策については、引き続き「勢田川等水面利用対策協議会」において検討していきます。



国土交通省 三重河川国道事務所  
@trmtr\_mtr

三重河川国道事務所が所管する、河川4本（勢田川、雲出川、勢田川、資川）- 国道1号（桑名市-亀山市）、23号（木曽町-伊勢市）、25号（四日市市内）、258号（桑名市内）の防災情報・緊急情報、日本の地図などを発信します。当アカウントは発信専用とし、原則として返信は行いませんのでご了承ください。

2017年12月からTwitterを利用しています

【河川】1月18日(金)勢田川で所有者不明の不法保留船2隻を撤去しました。適切な施設に係留されていない船は、洪水、津波時に流出し、水門操作の妨げになる恐れがあり、また油漏れ事故等の問題が生じます。今後も撤去を進める等、引き続き不法保留船の対策を実施していきます。#伊勢市 #三重県



2019年01月21日 11:45 - Twitter Web Client

三重河川国道事務所  
ツイッターにも掲載



# 協議・検討事項 | 係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて

## ▼ 占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

大湊川(五十鈴川合流点側)

一色町物揚場施設

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

【課題】  
水深が浅く浚渫、塩害調査が必要

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

【今回協議】  
地域の特殊性により現存者のみ係留対象としたい

一色大橋上下流右岸

【今回協議】  
一色町物揚場施設の使用用途がたたないため当該箇所を暫定的に係留出来ることとしたい

凡例

- 新たに占用主体を決定する箇所
- 暫定係留を予定する箇所

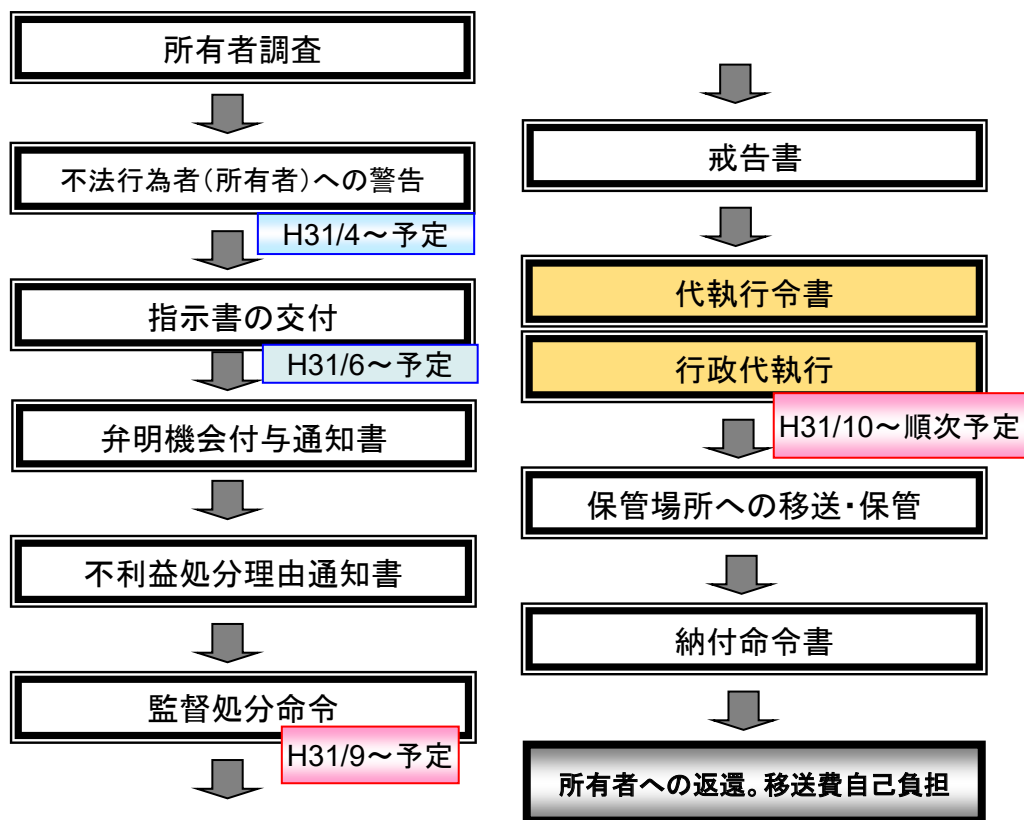
# 協議・検討事項 | 係留対象船の減 不法係留船の撤去

## ▼行政代執行

### 1) 法的根拠

行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、河川管理者、港湾管理者が代執行令書を交付のうえ代執行を行い、自ら不法工作物等を強制的に撤去すること。

### 2) 基本的な流れ



### 3) イメージ





### ▼所有者不明船の撤去

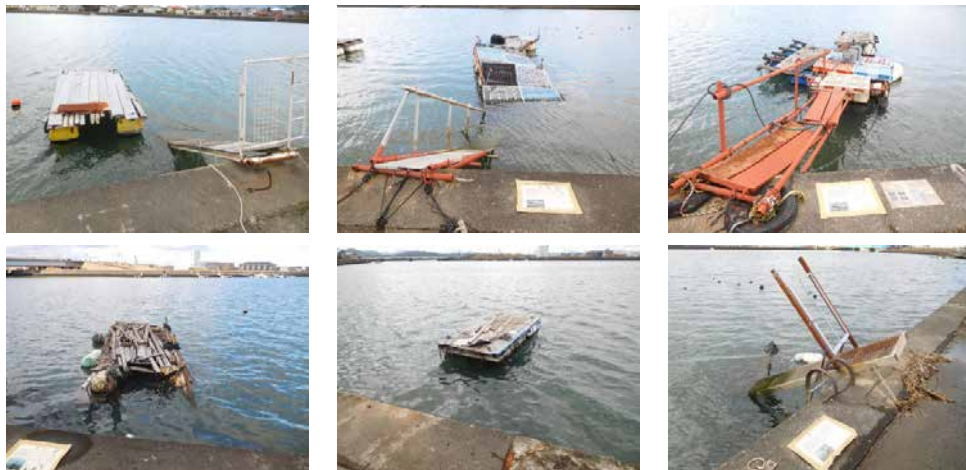
重点的撤去区域より上流に係留している船舶の所有者について調査した結果、所有者が判明したことや撤去されたことにより、所有者不明船は**81隻**（平成27年12月時点）から**28隻**（平成31年2月時点）となりました。

引き続き所有者の調査を行った上で、所有者不明船は公告などの手続きを経て、強制撤去を行う予定です。

※平成31年2月時点の船舶数であり、所有者判明や撤去確認などにより数の変動が生じる場合があります。

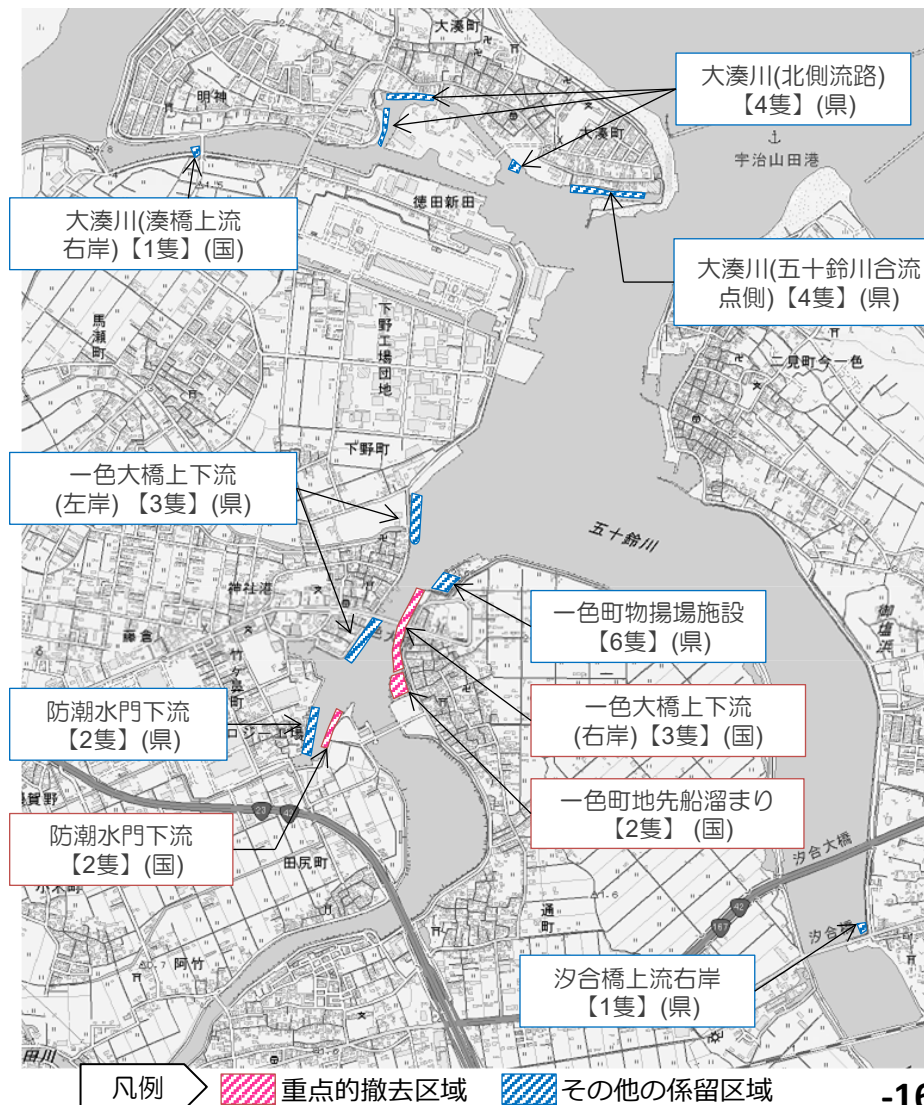
### ▼強制的な撤去措置（廃棄物栈橋）

平成31年2月調査段階において船舶の係留が認められず未使用状態の船舶係留施設（栈橋）が多数見られました。これらのうち使用に耐えられず廃棄物として認められるものについては、撤去を進めていきます。



### ▼所有者不明船の撤去計画（案）

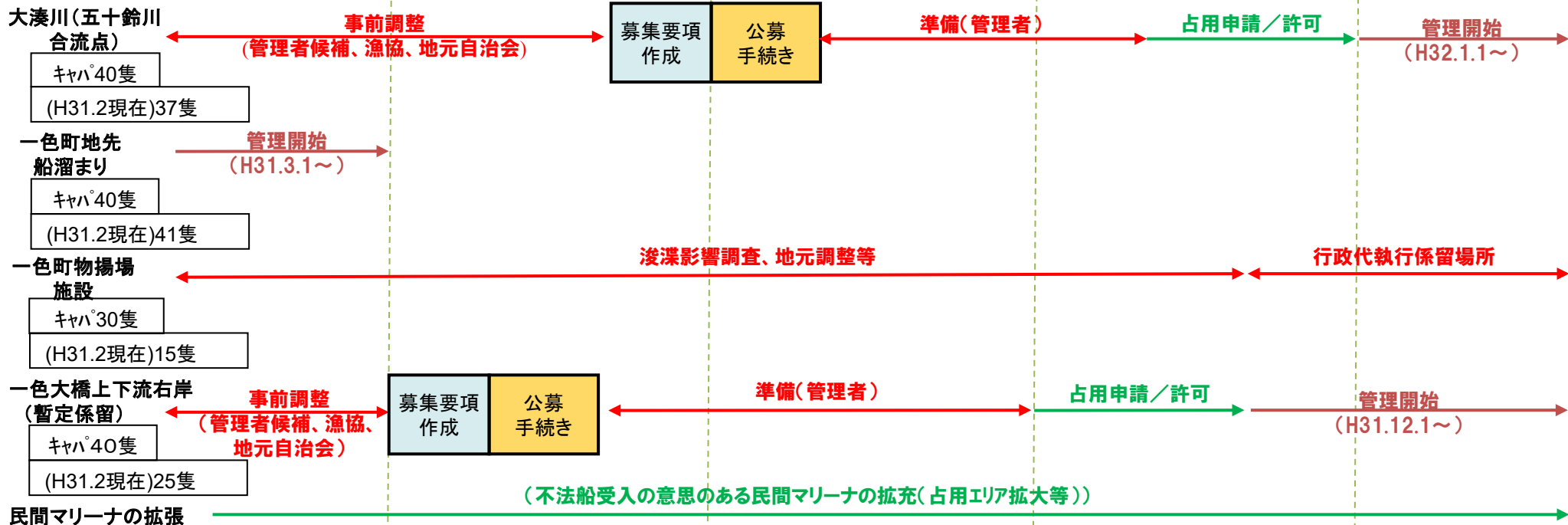
平成31年度中に“不法係留船ゼロ”を目指し、計画的に実施していきます。



# 協議・検討事項 | 今後の予定

H31.2 H31.3 H31.4 H31.5 H31.6 H31.7 H31.8 H31.9 H31.10 H31.11 H31.12 H32.1 H32.2 H32.3

## I 係留場所の確保増



## II 係留対象船の減

